

# 総務常任委員会会議録

令和元年 12 月 16 日（月）

午前 10 時 00 分～

本庁 3 階 議会委員会室

小美玉市議会

## 総務常任委員会

と き 令和元年 12 月 16 日 午前 10 時～

ところ 本庁 3 階 議会委員会室

### 1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議長あいさつ

4. 執行部あいさつ

### 5. 議 事

#### 1) 議案審査 (全 7 件)

① 議案第 92 号 小美玉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

② 議案第 93 号 小美玉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定  
について

③ 議案第 94 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例の制定について

④ 議案第 95 号 小美玉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に  
ついて

⑤ 議案第 96 号 小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

⑥ 議案第 97 号 小美玉市部等設置条例の一部を改正する条例について

⑦ 議案第 101 号 令和元年度小美玉市一般会計補正予算 (第 3 号)

【総務常任委員会所管】

⑧ その他

### 6. 閉 会

出席委員（7名）

1 番	戸 田 見 良 君（副委員長）	5 番	村 田 春 樹 君（委員長）
1 0 番	谷 仲 和 雄 君	1 2 番	岩 本 好 夫 君
1 5 番	大 槻 良 明 君	1 7 番	笹 目 雄 一 君（議長）
1 8 番	市 村 文 男 君		

欠席委員（なし）

付託案件説明のため出席した者

市 長	島田 穰一 君	市長公室長	岡野 英孝 君
企画財政部長	立原 伸樹 君	総務部長	山口 守 君
市民生活部長 兼生活文化課長	太田 勉 君	危機管理監	飯塚 新一 君
議会事務局長	我妻 智光 君	消 防 長	長島 久男 君
会計管理者	鈴木 定男 君	監査委員事務局長	植田 みのり 君
秘書政策課長	倉田 賢吾 君	市民協働課長	滑川 和明 君
企画調整課長	佐々木 浩 君	財 政 課 長	植田 賢一 君
総務課長	坂本 剛 君	税 務 課 長	藤田 誠一 君
収 納 課 長	川島 誠人 君	管財検査課長	藤田 信一 君
市 民 課 長	菊田 裕子 君	環 境 課 長	真家 功 君
小川総合支所長	中村 理佳 君	玉里総合支所長	長沼 光子 君
防災管理課長	真家 厚 君	議会事務局次長	戸塚 康志 君
消 防 次 長 兼小川消防署長	福田 善久 君	消防総務課長	池崎 利久 君
警 防 課 長	中島 賢二 君	予 防 課 長	岩田 憲治 君
会 計 課 長	酒井 美智子 君	生 活 文 化 課 長 補 佐	吉田 桂子 君
小 川 文 化 センター係長	酒井 美奈子 君	小 川 文 化 センター係長	谷 口 学 君

議会事務局職員出席者

書 記 金子 紫帆

午前 9 時 58 分 開会

**○副委員長（戸田見良君）** 皆様、おはようございます。

皆様、お揃いになりましたので、ただいまより、総務常任委員会を開催致します。

最初に、委員長あいさつ。村田委員長お願い致します。

**○委員長（村田春樹君）** 改めまして皆様おはようございます。

改選後、初の総務常任委員会の中で委員長として就任をいたしました村田でございます。

総務常任委員会を招集しましたところ、委員各位の皆様、執行部の皆様方、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、前回まで、副委員長として総務常任委員会に所属しておりましたが、新たなメンバーで、小美玉市の発展、そして小美玉市に住んでよかった、住んでみたいといわれるような市づくりのために職務を全うしていきたいと思っております。

今後ともよろしくお願い申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。

**○副委員長（戸田見良君）** ありがとうございます。

続きまして、議長あいさつ。笹目議長、お願いします。

**○議長（笹目雄一君）** 皆様、改めまして、おはようございます。

本日は、今年 1 番の寒さでございますが、総務常任委員会ということで、早朝よりお集まりいただきまして、ご苦勞様でございます。

今回は、改選後、初めての総務常任委員会ということで、皆様方も新たな構成でございますので、本日は、補正予算を含め、7 件の案件がございます。執行部の皆様方には、簡潔な説明をお願いするとともに、慎重なるご審議をお願い申しあげまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

**○副委員長（戸田見良君）** ありがとうございます。

続きまして執行部あいさつ。島田市長、お願いします。

**○市長（島田穰一君）** 改めておはようございます。

本日は、大変お忙しい中、総務常任委員会の付託審議ということで、皆様方時間前に開会され誠に苦勞様でございます。

ただいま、話ありましたように、新たな体制でスタートされて、その初日ということでございます。我々も緊張感をもって、説明をしっかりと皆さんにご理解いただけるように努力をいたしますので、よろしくお願いいいたします。

また、年押し迫ってきて皆様方それぞれお忙しいなか第4回定例議会ということで、さらにはそれぞれの常任委員会がきょうからスタートするわけでありまして。我々もしっかり年納めということで、間違いのない年を送れるようにということで、この議会本当に一生懸命議会の皆様方新しい体制になったなかでの協力体制を取りながら進めたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいなと思ひます。ご苦勞様です。

**○副委員長（戸田見良君）** ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

議事進行のほうは、委員長のほうでよろしくお願ひいたします。



**○委員長（村田春樹君）** それでは、議事に入る前に、本日は、植木議員が傍聴いたしますのでよろしくお願ひいたします。

また、本日は、改選後、初めての部課長全員が揃う委員会となりますので、執行部から順に自己紹介をお願ひしたいと思ひます。

それでは、執行部からお願ひします。

（執行部・各委員の自己紹介）



**議案第92号 小美玉市一般職の任期付職員採用等に関する条例の制定について**

**○委員長（村田春樹君）** それでは、議事に入ります。本日の議題は、12月13日に付託された議案審査付託表のとおりでございます。

はじめての方もいますので、当委員会の議事の進め方について改めてお願ひをしたいと思います。

当委員会の議事の進め方は、議案ごとに説明をお願ひし、その都度質疑を行ってまいります。質疑については会議規則第115条で、委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができるものと定められております。ただし、本会議と同様に委員会においても、発言はすべて簡明にし、議題外にわたり、またその範囲を超えてはならないと定められております。委員の皆様におかれましては、質疑は、付託された議案に関連するものにとどめるよう願ひま

す。

また、執行部においては、明快な答弁を願いたいと思います。

なお、質疑の方法は、一問一答方式とし、一人の方がすべて終了するまで質疑を続けることといたします。質疑漏れ等のないようご注意願うとともに、審査区分に従って簡潔かつ明瞭になされ、重複質疑を避けられますよう、よろしくお願いいたします。

さらに、執行部が即時に答弁しがたい質疑があった場合には当該質疑に対する答弁を一時保留とし、委員には次の質疑をお願いすることにしたいと思います。なお、一時保留した答弁は、執行部において整い次第、再開することいたします。各委員におかれましては、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っていただき、質疑が終わったら必ず電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、これから付託案件の審査にはいります。

議案第 92 号 小美玉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。

**○総務課長（坂本剛君）** あらためましておはようございます。

それでは、議案第 92 号 小美玉市一般職員の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてご説明いたします。

説明につきましては、着座にて失礼させていただきます。

わたし以降の説明につきましても着座にて説明をいたしますので、ご了承をお願いいたします。

1. 制定理由ですが、地方分権の進展等に伴い、地方行政が以前よりも増して高度化、専門化していることをかんがみ、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、専門的な知識、経験またはすぐれた識見を有する者の任期を定めた地方公共団体への採用を円滑化することを目的とし、公務の能率的運営を確保するため、本条例を定めるものです。任期付職員制度は、「本格的業務に従事する者」として位置づけられ、相応の給与や休暇等の勤務条件が適用されるほか、3年ないし5年以内という複数年の任期を設定できる制度になります。本条例では、第2条第1項で「特定任期付職員」、第2条第2項で「一般任期付職員」、第3条で「任期付職員」、第4条で「任期付短時間勤務職員」が、公務の能率的運営を確保するために必要である場合に任期を定めて採用が出来るとして定めております。

なお、採用に当たっては競争試験または選考によるものになります。

また、給与等につきましては第2条第1項に規定する「特定任期付職員」の場合のみ第7条の給料表を適用し、その他の任期付職員の場合（第8条）は小美玉市職員の給与に関する条例第5条第1項各号に規定する給与表によるものとなります。（任期付短時間勤務職員は、扶養手当及び住居手当は支給しない。）

3. 施行期日は 令和2年4月1日になります。

説明は以上になります。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

○10番（谷仲和雄君） 着座で失礼します。

さきほどの説明のなかで、特定任期付職員の場合という説明がございましたが、この特定任期付職員とは具体的にどのようなところになりますでしょうか。

○総務課長（坂本剛君） ただいま、谷仲議員よりご質問のございました特定任期付職員でございますが、こちらは高度な専門的知識経験を有する職員を他の業務に一定期間従事させる場合というところで位置付けております。特にこちら高度な専門知識というところになりますので、例えばになるのですけれども、大きな裁判がおこった場合に弁護士さんがある程度一定期間設置するために採用するとか、いまで言いますと、パソコンとかの高度な知識をもっているSEとか、かなり高度な専門知識をもっている方を採用するときにこのような位置付けで採用するというのが考えられるかと思えます。そのような職員ということで、こちらのほうは位置付けているところです。以上でございます。

○10番（谷仲和雄君） 以上です。

○委員長（村田春樹君） ほかに質疑はございませんか。

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第92号 小美玉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。



#### 議案第 93 号 小美玉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○委員長（村田春樹君） 議案第 93 号 小美玉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。

○総務課長（坂本剛君） つづきまして、議案第 93 号 小美玉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてご説明いたします。

初めに、新制度の概要についてであります。地方行政の重要な担い手となっている臨時職員・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することなどを目的として、平成 29 年 5 月に地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、令和 2 年 4 月 1 日から会計年度任用職員制度が創設されることとなっております。法改正の趣旨としては、一般職の会計年度任用職員制度を創設することで、適正な任用、勤務条件等を確保するとともに、会計年度任用職員制度への移行を図るものであります。こうしたことから、現在任用している臨時的任用職員及び特別職非常勤職員の職については、それぞれの職の必要性を十分吟味した上で、新制度において、会計年度任用職員へ移行するものと考えております。制定の内容ですが、会計年度任用職員は、一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める職員と定義されており、1 週間当たりの勤務時間が常勤職員よりも短いパートタイムのものと、1 週間当たりの勤務時間が常勤職員と同一であるフルタイムのもの二つの類型が設けられております。

また、期末手当の支給が可能となるほか、服務に関する規定や職務給の原則など、地方公務員法上の規定についても、正規職員と同様に適用を受けることとなるものを定めたものとなります。

施行期日ですが 令和 2 年 4 月 1 日になります。

説明は以上になります。



○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

○10番（谷仲和雄君） この会計年度任用職員という位置付けになりますが、現在、非常勤職員さんの場合、性質別経費で言うと物件費の項目にあたるかと思えます。これが会計年度任用職員に移行したときに、これが今度人件費のほうに変わるわけですが、そうした場合我々議員がチェックすべき指数の一つとして、ラスパイレス指数というのがございます。このラスパイレス指数への反映というのがどのような形になるかというのをお聞かせ願いたいと思えます。

○総務課長（坂本剛君） それでは、谷仲議員さんからご質問いただきましたラスパイレス指数というものの指数の考え方でございますが、こちらは総合的な給与水準の比較に用いられる指数であるということで、地方公共団体の一般行政職の職員の給料額と国の行政職適用職員の公給額とを学歴別、経験年齢別にラスパイレス方式により対比させて比較し、算出したもので国を100としたものとみております。こちらのラスパイレス指数の算出にあたっては、基礎となるデータは地方公務員については、総務省が実施する地方公務員給与実態調査、国家公務員については人事院が実施する国家公務員給与実態調査によっているというところでございます。基準日は4月1日というものになっております。ただ、こちらのラスパイレス指数は会計年度任用職員の創設にともなうラスパイレス指数の増減ですが、現時点で会計年度任用職員を基礎データに含めるかどうかは未定であるということから、いま、現在数値の算出は未確定でございます。ご理解くださいますようよろしくお願いいたします。

○10番（谷仲和雄君） そうしますと、この指数のほうですが、国の指針これが出てからという捉え方でよろしいでしょうか。

○総務課長（坂本剛君） いまのところ、国のほうでも未定ということなので、こちらが出てからわかる話かと思えます。

○10番（谷仲和雄君） 以上です。

○委員長（村田春樹君） ほかに質疑はございませんか。

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第 93 号 小美玉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。



議案第 94 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○委員長（村田春樹君） 議案第 94 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について議題といたします。執行部より説明を求めます。

○総務課長（坂本剛君） つづきまして、議案第 94 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明をいたします。

はじめに、条例制定の概要でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に基づき、一般職の会計年度任用職員制度が創設されることに伴い整理に関する条例を制定し、所要の改正を行うものでございます。

次に改正を行なう関係条例でございます、第 1 条「小美玉市職員定数条例」から「第 10 条 小美玉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」までの 10 の条例でございます。

次に主な改正内容のご説明をさせていただきます。

1 ページをご覧ください。

第 1 条の「小美玉市職員定数条例」では、定数条例の「職員」の定義から会計年度任用職員を適用対象としないための規定を整備したものであります。

次に第 2 条の「小美玉市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」では、会計年度任

用職員に係る読替規定の整備をしたものであります。

次に第3条の「小美玉市職員の懲戒の手續および効果に関する条例」では、減給の規定に係る給料の定義にパートタイム会計年度任用職員の報酬を追加するための規定の整備をしたものであります。

2ページ目をご覧ください。

次に第4条の「小美玉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」では、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については別に定める旨の規定の整備をしたものであります。

次に第5条の「小美玉市職員の育児休業等に関する条例」では、育児休業、部分休業の規定の整備をしたものであります。

7ページ目をご覧ください。

次に第6条の「小美玉市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」では、地方公務員法の改正に伴い、法第22条の項建てが廃止されたことに伴う引用条項の改正をしたものであります。

次に第7条の「小美玉市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例」では、特別職非常勤職員の要件が厳格化され、地方公務員法第3条第3項に限定的に列挙されたことによる規定の整備をしたものであります。

次に第8条の「小美玉市職員の給与に関する条例」では、会計年度任用職員の給与について別に定める旨の規定の整備をしたものであります。

8ページ目をご覧ください。

次に第9条の「小美玉市水道事業企業職員の給与の種類および基準等を定める条例」では、給与の種類の規定に会計年度任用職員を加える規定の整備をしたものであります。

最後に第10条の「小美玉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」では、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（フルタイム）を公表の対象となる職員に追加するための規定の整備をしたものであります。9ページ以降につきましては関係条例の新旧対照表になっております。

以上10条例、会計年度任用職員制度創設に伴う、所要の規定整理を行なうものでございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

説明につきましては、以上でございます。

**○委員長（村田春樹君）** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第 94 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。



議案第 95 号 小美玉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

○委員長（村田春樹君） 議案第 95 号 小美玉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。

○総務課長（坂本剛君） つづきまして、議案第 95 号 小美玉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

これは、令和 2 年度行政組織の見直しに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定により、小美玉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を制定するもので、図書館、公民館、スポーツに関すること、文化に関すること、文化財の保護に関することを市長が管理し、及び執行するものとしております。

条例の内容といたしましては第1条に、この条例の趣旨は、法に基づき、教育委員会の職務権限とされている事務の一部を、市長が管理・執行するため、特例について必要な事項を定めるものです。

第2条は、市長が管理執行をする教育事務についての定めになります。第1号から第4号までの事務は、法で長が管理執行できると定めている事務としております。

第3条は、委任事項で、条例に定めるものの他必要な事項は、規則で定めるものとしております。

施行期日は令和2年4月1日になります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○委員長（村田春樹君）** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

**○委員長（村田春樹君）** ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

**○委員長（村田春樹君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第95号 小美玉市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

**○委員長（村田春樹君）** ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。



**議案第 96 号 小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について**

**○委員長（村田春樹君）** 議案第 96 号 小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について議題といたします。執行部より説明を求めます。

**○総務課長（坂本剛君）** つづきまして、議案第 96 号 小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございますが、これにつきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

今回の条例改正につきましては、例年通り人事院勧告に準拠するため、条例の整備を行うものでございます。

主な内容ですが、行政職で平均 0.1%の引き上げ（民間給与との差（0.09%）を埋めるため、30 歳代半ばまでの職員）、特別給の引き上げについては 0.05 月分を引き上げ、また住居手当の上限を 1,000 円（27,000 円⇒28,000 円）引き上げてございます。

この他に定めるものの必要な事項は、規則で定めるものとしております

また、地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項等の適正化もあわせて見直しを行っております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**○委員長（村田春樹君）** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

**○委員長（村田春樹君）** ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

**○委員長（村田春樹君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第 96 号 小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

**○委員長（村田春樹君）** ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。



#### 議案第 97 号 小美玉市部等設置条例の一部を改正する条例について

**○委員長（村田春樹君）** 議案第 97 号 小美玉市部等設置条例の一部を改正する条例について議題といたします。執行部より説明を求めます。

**○総務課長（坂本剛君）** つづきまして、議案第 97 号 小美玉市部等設置条例等の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

小美玉市部等設置条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

提案の理由でございますが、行政組織機構の一部の見直しに伴いまして所要の整理を行うため、この案を提出させていただきます。

別表の小美玉市部等設置条例新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

新旧対照表 1 ページ第 1 条に第 9 号文化スポーツ振興部を追加設置するものでございます。

2 ページをご覧ください。

別表（第 2 条関係）中、企画財政部の第 5 号を総務部に変更し第 4 号、情報政策及び電子計算に関することを追加してございます。

次に、市民生活部、第 4 号文化行政に関することを、新たに設置された文化スポーツ振興部第 1 号に変更し、第 2 号生涯学習に関すること、第 3 号文化財に関すること、第 4 号スポーツ推進に関することを追加してございます。

なお、課・係等組織改編に係る関係条例は 3 月に整理条例により整理を予定しています。より良い体制となるよう課・係等の詳細についても近いうちに決定して参ります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○委員長（村田春樹君）** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

**○副委員長（戸田見良君）** 新しく設置されるということで、組織をつくられるときに意見を求めているような会があると思うのですが、どんな意見があったかとか、もしありましたら教えていただけたらと思います。

**○総務課長（坂本剛君）** こちらにつきましては、議案第95号の条例にも関わるところがございます。今回生涯学習施設が市長部局に移動するというので、教育委員会の地方教育業務組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、教育委員会の定例会にはかりまして、執行部あてに意見のほうをいただいたということがございます。今回それにつきまして主なご意見といたしましては、今回移設される教育委員会の組織なんですが、教育委員会と引き続き連携をはかりながら、生涯学習推進計画及びスポーツ推進の推進計画をされたい。それから、組織の見直しについては市民への周知を十分にはかれたいということで、このような意見が付されたというような内容でございます。以上でございます。

**○委員長（村田春樹君）** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

**○委員長（村田春樹君）** ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

**○委員長（村田春樹君）** ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第97号 小美玉市部等設置条例の一部を改正する条例について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕



**○委員長（村田春樹君）** ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

では、ここで10時50分まで暫時休憩といたします。

休憩 10時35分

再開 10時50分



**議案第101号 令和元年度小美玉市一般会計補正予算（第3号）〔総務常任委員会所管〕について**

**○委員長（村田春樹君）** それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第101号 令和元年度小美玉市一般会計補正予算（第3号）〔総務常任委員会所管〕について議題といたします。執行部より説明を求めます。

**○財政課長（植田賢一君）** 議案第101号 令和元年度小美玉市一般会計補正予算（第3号）のうち総務常任委員会所管についてご説明を申し上げます。

失礼して着座にて説明させていただきます。

なお、以降の説明者についても、着座のまま説明することをご了承願います。

8ページをお開き下さい。

総務常任委員会所管の歳入につきましては、財政課で一括してご説明いたします。

その後、歳出につきまして、順次担当部局からご説明させていただきます。

1款 市税、3項、1目 軽自動車税、軽自動車税現年課税分で486万円の補正増でございます。

11款、1項、1目 地方特例交付金で、838万7,000円の補正増、減収補てん特例交付金の額確定による増額でございます。

12款、1項、1目 地方交付税で、5億8,378万9,000円の補正増、普通交付税の額確定による増額でございます。

16款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 総務費国庫補助金、個人番号カード交付事務費補助金で221万円の補正増、6目 消防費国庫補助金、消防団設備整備費補助金で14万2,000円の補正増でございます。

9 ページに移りまして

17 款 県支出金、3 項 委託金、1 目 総務費委託金、農林業センサス委託金で 13 万円の補正増でございます。

18 款 財産収入、2 項 財産売払収入、1 目 不動産売払収入で 1,461 万円の補正増でございます。

20 款 繰入金、2 項、1 目 基金繰入金、財政調整基金繰入金で 3 億 7,466 万 7,000 円の補正減、減債基金繰入金で 1 億 5,000 万円の補正増でございます。

22 款 諸収入、4 項 受託事業収入、1 目 衛生費受託事業収入、空地雑草除去受託料で 37 万 4,000 円の補正増でございます。

23 款、1 項 市債、7 目 臨時財政対策債で 1 億 2,184 万 2,000 円の補正減、臨時財政対策債の額確定による減額でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

**○総務課長（坂本剛君）** 続きまして、歳出についてご説明いたします。

はじめに、一般会計全体の「職員給与費に関する補正」に関する補正につきまして、総務課より一括してご説明をさせていただきます。

32 ページをお開き願います。

一般職総括における「比較欄」をご覧いただきたいと思えます。

まず、「給料」につきましては、279 万 2,000 円の減、「職員手当」につきましては、635 万 5,000 円の増、「共済費」につきましては、119 万 7,000 円の増。

以上、全体として 476 万円の増となっております。

職員手当の詳細につきましては、内訳欄のとおりでございますので、説明につきましては、省略をさせていただきます。

今回の、職員給与費に関する補正につきましては、先ほどの議案第 96 号の条例改正により予算の整理を行ったものでございます。宜しく願いいたします。

以上が、職員給与費の補正に関する説明でございます。

これより、各所管により歳出の説明をさせていただきますが「職員給与費」に関する補正につきましては、説明を省略させていただきますが、「職員給与費以外」の補正内容について順次説明いたします。

**○議会事務局次長（戸塚康志君）** それでは、10 ページをご覧ください。

はじめに、議会事務局所管でございますが、1款、1項、1目 いずれも議会費のうち、1議員給与費におきましては、104万2,000円の補正減をするものでございます。

内訳といたしまして、説明の欄、1報酬、議員報酬にて1名の欠員期間分の報酬、158万7,000円を減額するものでございます。

また、3職員手当等といたしまして、期末手当議員分でございますが、54万5,000円を補正増するものでございます。

次に、説明欄、3議会運営費でございますが、19万8,000円の増額補正をお願いするものでございまして、13委託料、議場ネットワークシステム等業務委託料でございますが、こちらは役所パソコンの入れ替えにともなうシステムの再インストールに係る費用でございます。議会事務局所管につきましては、以上でございます。

**○総務課長（坂本剛君）** それでは、11ページをお願いします。

まず、総務部総務課所管についてご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の8事業 人事給与管理事務費、11節需用費で、身分証明書用プリンタ更新による印刷リボン代4万3,000円の増額、13節委託料で、会計年度任用職員採用試験検査委託料といたしまして154万円の増額、18節備品購入費で、身分証明書用プリンタ動作不良に伴う更新による43万8,000円の増額をお願いするものでございます。（全体で202万1,000円）

宜しく願いいたします。以上でございます。

**○市民協働課長（滑川和明君）** 続きまして、市民協働課所管につきましてご説明いたします。

11ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11行政区運営経費につきまして、8報償費3万5,000円の減額、9旅費1万6,000円の減額、13委託料5万1,000円の増額をお願いするものでございます。

8報償費につきましては、区長等に支払う「文書配布業務謝金」の算出基礎となる配布世帯数が確定したため、9旅費につきましては、区長会視察研修に伴う旅費が確定したため減額いたします。13委託料につきましては文書配布量の増加に伴い、文書配布委託料が不足するため増額するものでございます。以上です。

**○企画調整課長（佐々木浩君）** つづいて、企画調整課所管についてご説明させていただきます。

7目電子計算費、1事業情報化推進事業につきましては、職員用業務パソコン入れ替えに伴う入札差金の減額並びに設定変更等による業務委託料及びICレコーダー用のステレオマイク購入の増額補正と合わせまして、818万3,000円の減額をお願いするものであります。

**○玉里総合支所長（長沼光子君）** 続きまして、玉里総合支所所管についてご説明させていただきます。

12ページをご覧ください。

8目支所及び出張所費、3玉里総合支所管理経費需用費修繕料17万円の増額補正をお願いするものでございます。

内容でございますが、玉里総合支所で管理しております玉里商工会館現在は、玉里土地改良事務所で使用しておりますが、そちらの2階のトイレの修理によるものでございます。

以上です。

**○市民協働課長（滑川和明君）** 同じく、12 ページ 10 目コミュニティ活動促進費、6男女共同参画経費 226 万 3,000 円の減額をお願いするものでございます。11 需要費につきましては、今後開催されるフォーラム及び事業等での啓発活動を強化するため、啓発用品の作成購入費として 39 万 9,000 円の増額、13 委託料につきましては、男女共同参画推進計画策定業務委託の契約金額の確定に伴う 266 万 2,000 円の減額でございます。

説明は以上でございます。

**○企画調整課長（佐々木浩君）** つづいて、企画調整課所管についてご説明させていただきます。

同じく12ページでございます。

15目特定事業推進費、2事業合併特例推進事業につきましては、25万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

11節需用費、印刷製本費につきましては、地域循環バスのルートマップを作成した執行残金を減額補正するものでございます。

13委託料、公共交通ネットワークシステム運行事業委託料、48万9,000円の増額補正でございますが、こちらにつきましては地域循環バスのルート変更に伴いまして、運行事業委託料の増額をお願いするものでございます。以上です。

**○市民生活部長（太田勉君）** 続きまして、生活文化課所管についてご説明申し上げます。

13 ページをご覧ください。

18 目、市民文化交流費、説明欄 3 小川文化センター施設維持管理費については、114 万

4,000 円の増額補正をお願いするものです。

内容といたしましては、耐震改修工事に伴う「事務室床の張替」による修繕料として 37 万 4,000 円、また、大ホール下手側サイドスピーカーの故障によるスピーカー更新費として、施設用備品購入費 77 万円を増額するものです。

次に、説明欄 4 四季文化館施設維持管理費については、40 万 2,000 円の増額補正をお願いするものです。

内容といたしましては、森のホール及び風のホールの機械器具関係で一部不具合が生じておりますので、交換部品代として消耗品費、40 万 2,000 円を増額するものです。

以上でございます。

**○税務課長（藤田誠一君）** 続きまして、税務課所管につきまして、ご説明いたします。

2 款総務費、2 項徴税费、2 目賦課徴収費、説明欄 1 賦課事務費につきまして、11 節需用費の「消耗品費」から 18 節備品購入費の「事務用備品購入費」へ 11 万 4,000 円の組み替え補正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、令和元年分の確定申告から、3 箇所ある申告会場に自主申告コーナーの設置を予定しているところでございますが、申告書にはマイナンバーの記載があることから、鍵付きの保管庫での管理が必要となるため、鍵付きの回収ボックスを購入するものでございます。

税務課所管につきましては、以上でございます。

**○収納課長（川島誠人君）** 続きまして、収納課所管分をご説明いたします。

同じく 13 ページをお開きください。

2 款総務費、2 項徴税费、2 目賦課徴収費、2 の徴収事務費、13 委託料につきまして、12 万 7,000 円の補正増をお願いするものでございます。

内容でございますが、庁内パソコン入れ替えに伴います、税納付データ送受信ソフトの再インストール費用でございます。以上です。

**○市民課長（菊田裕子君）** つづきまして、市民課所管についてご説明いたします。

14 ページをご覧ください。

2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費の 1 目 戸籍住民基本台帳費につきましては、256 万 3,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

内訳でございますが、「マイナンバーカード交付円滑化計画」の事業推進により、個人番号制度に関する業務量の急激な増加が見込まれるため、主に臨時職員 3 名分の人件費をお願いす

るものでございます。

市民課からは以上でございます。

**○企画調整課長（佐々木浩君）** つづいて、企画調整課所管についてご説明させていただきます。

5項統計調査費、2目指定統計費、5事業農林業センサス費につきましては、県委託金確定に伴う各経費組み換えによります13万円の増額補正をお願いするものであります

**○環境課長（真家功君）** 環境課所管の補正予算を説明します。

少し飛びますが、19ページをお開きください。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費です。ごみ処理対策経費としまして、11節需要費消耗品費としまして、129万8,000円の補正減でございます。小美玉市指定ごみ袋作成業務の入札差金による減でございます。

続いて13節委託料クリーンセンター用地活用等検討業務委託料として、129万8,000円の補正増、組みかえ補正をお願いするものです。

以上でございます。

**○消防本部総務課長（池崎利久君）** つづきまして、消防本部所管の補正予算についてご説明いたします。

23ページをお開きください。

9款1項消防費、1目常備消防費、3常備消防総務事務費、181万円の補正増につきましては、令和2年度新規採用職員の被服貸与品購入費をお願いするものでございます。

8警防活動経費、228万1,000円の補正増につきましては、令和2年度新規採用職員の防火衣購入費をお願いするものでございます。

次に、2目非常備消防費、1消防団活動経費につきましては、財源内訳の組み替えでございます。国・県支出金を14万2,000円増額いたしまして、一般財源で同額を減額するものでございます。以上でございます。

**○財政課長（植田賢一君）** つづきまして、財政課所管の歳出につきましてご説明させていただきます。

29ページをお開き願います。

12款1項公債費、1目元金、地方債償還元金で、1億5,713万2,000円の補正増、橘小学校及び一部金利の高い市債の未償還元金を繰上償還するため増額するものでございます。

2目利子、地方債償還利子で、3,230万3,000円の補正減、繰上償還補償金で996万4,000

円の補正増、長期債利子で 4,226 万 7,000 円の補正減となっております。

長期債利子につきましては、平成 30 年度に借入した市債の借入利率が低金利であったことや、繰越事業が生じたことにより平成 30 年度借入分市債が、見込みより少なくなった事により、償還利子に不用額が生じ、減額するものでございます。

13 款諸支出金、1 項基金費、3 目公共施設整備基金費で 1,461 万 2,000 円の補正増、公共施設整備基金積立金を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

**○委員長（村田春樹君）** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。

**○10番（谷仲和雄君）** 着座で失礼をいたします。

補正予算の説明のところで、最後 29 ページ、地方債償還元金の説明のなかで、一部金利の高い地方債という説明がありましたが、具体的にどのようなものかというのをお聞かせいただければと思います。

**○財政課長（植田賢一君）** それでは、谷仲議員のご質問にお答えいたします。

今回の繰上げ償還につきましては、橘小学校の廃校によります未償還元金分、それから借入れ利率が現時点で 1.6%以上の政府系の資金につきましては、繰上償還を行うものでございます。答弁は以上でございます。

**○10番（谷仲和雄君）** このように、地方債の償還に関しては、このように利率の高いものは繰上償還する形のほうが、わたくしも良いかなと考えているところでございます。そうしたなかで、いま、民間の金利のほうが低いというところで、今後こういう形で地方債に関しては適時こういう形で進めていく方向かどうか、その方向性のところで財政としてはどのようにお考えかというのをお聞かせいただければと思います。

**○財政課長（植田賢一君）** ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、市債の残高につきましては、予算編成方針等でもこの抑制に留意していく、そのような形での方針に望んでいる状況があります。市債につきましては、いま、合併特例債等の借入れの進展もありまして、借入れ自体は実際は伸びているという状況もあります。そういったなかですが、現時点で借入れる金利につきましては、何年か前よりはかなり低金利で借入れている状況にありまして、実際にいま市債の残高に対しての実際の借入れ利率というのが、ある程度低金利になってきている部分がございます。そういったなかで、今回 1.6%以上という形で繰上償還を行いますが、今後も引き続きこちら借入利率の状況等をお聞きいただき、状況等が

折り合えば繰上償還のほうを引き続き考えていきたいと思えます。以上でございます。

○10番（谷仲和雄君） 以上です。

○委員長（村田春樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第 101 号 令和元年度小美玉市一般会計補正予算（第3号）〔総務常任委員会所管〕  
について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇  
その他

○委員長（村田春樹君） その他に移ります。何かございますでしょうか。

ないようですので、以上で本委員会に付託されました議案等の審査は全て終了しました。

副委員長をお願いします。

○副委員長（戸田見良君） 以上を持ちまして、総務常任委員会を閉会と致します。

午前 11 時 16 分 閉会